

# BL-bs 認定商品 / BL 認定商品の商品保証

## BL-bs 認定錠前の保証規定

### BL-bs 認定商品 (玄関・マンション・アパートドア向錠前) 保証規定

#### 保証期間

施工者よりの引き渡し日 (注1、注2) から5年間。

(注1) 改修工事の場合は、改修部分の工事完了の日とします。

(注2) 分譲住宅 (建売住宅)・分譲マンションの場合は、建築主様への引き渡し日とします。

#### 保証内容

取扱説明書、本体ラベルまたはその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が発生した場合には、下記に例示する免責事項を除き無料修理いたします。

#### 免責事項

保証期間内でも、次の様な場合には有料修理となります。

- ①住宅用途以外で使用した場合の不具合。
- ②当社または当社認定店 (サービス代理店) 以外の第三者が修理し、故障が生じた場合。
- ③お客様のお取扱いの不注意、または使用上の誤り、不適切な維持管理による不具合・故障。
- ④建築躯体の変形など商品以外の不具合に起因する商品の不具合。商品または部品の経年変化 (使用に伴う消耗・摩耗など) や経年劣化 (樹脂部品の変質・変色など) またはこれらに伴う錆、かびなどその他類似の不具合。

- ⑤純正部品以外の部品 (コピーしたキーを含む) との組合せにより生じた故障の場合。
- ⑥環境が特に悪い地域または場所での腐食またはその他の不具合 (例えば、海岸地帯での塩害による腐食、大気中の砂塵・煤煙・各種金属粉・亜硫酸ガス・アンモニア・車の排気ガスなどが付着しておきる腐食、異常な高温・低温・多湿による不具合など)。
- ⑦天災その他の不可抗力 (例えば、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地盤沈下、落雷、火災、津波、噴火など) により、商品の性能を越える事態が発生した場合の不具合。
- ⑧鍵穴への異物挿入・注油・昆虫の進入・多量のほこりによる故障の場合。
- ⑨引き渡し後の操作誤り、調整不備または適切な維持管理を行わなかったことによる不具合。
- ⑩お客様自身の組み立て、取り付け、修理、改造 (必要部品の取りはずしを含む) に起因する不具合。
- ⑪錠前以外の部品 (丁番・ドアクローザ) 等の不具合及び扉の反り、曲がり、歪み等により生じた使用上の不具合。
- ⑫本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合または使用目的と異なる使用方法による場合の不具合。
- ⑬犯罪などの不法な行為に起因する破損や不具合。

BL-bs  
認定商品  
の商品保  
証

## BL 認定ドア・クローザの保証規定

### BL 認定商品 (玄関・マンション・アパートドア向ドアクローザ) 保証規定

#### 保証期間

施工者よりの引き渡し日 (注1、注2) から開き戸用3年間、引き戸用2年間。

(注1) 改修工事の場合は、改修部分の工事完了の日とします。

(注2) 分譲住宅 (建売住宅)・分譲マンションの場合は、建築主様への引き渡し日とします。

#### 保証内容

取扱説明書、本体ラベルまたはその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が発生した場合には、下記に例示する免責事項を除き無料修理いたします。

#### 免責事項

保証期間内でも、次の様な場合には有料修理となります。

- ①住宅用途以外で使用した場合の不具合。
- ②施工要領書等に基づかない施工、専門業者以外による分解などの不備に起因する不具合。
- ③表示された商品の性能 (耐風圧・耐久性) を越えた性能を必要とする場所に取り付けられた場合の不具合。
- ④建築躯体の変形など商品以外の不具合に起因する商品の不具合。商品または部品の経年変化 (使用に伴う消耗・摩耗など) や経年劣化 (樹脂部品の変質・変色など) またはこれらに伴う錆、かびなどその他類似の不具合。

- ⑤窓等の開閉によって誘発される急激な気圧の変化による不具合。
- ⑥結露及び雨がかりによる錆、カビ、変色腐食等の不具合。
- ⑦自然環境や住環境に起因する不具合。(例えば、ドア・クローザの季節変化による開閉速度の差等を意味する)
- ⑧環境が特に悪い地域または場所での腐食またはその他の不具合。(例えば、海岸地帯での塩害による腐食、大気中の砂塵・煤煙・各種金属粉・亜硫酸ガス・アンモニア・車の排気ガスなどが付着しておきる腐食、異常な高温・低温・多湿による不具合など)。
- ⑨天災その他の不可抗力 (例えば、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地盤沈下、落雷、火災、津波、噴火など) により、商品の性能を越える事態が発生した場合の不具合。
- ⑩引き渡し後の操作誤り、調整不備または適切な維持管理を行わなかったことによる不具合。
- ⑪お客様自身の組み立て、取り付け、修理、改造 (必要部品の取りはずしを含む) 及び中性洗剤以外のクリーニング剤に起因する不具合。
- ⑫本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合または使用目的と異なる使用方法による場合の不具合。
- ⑬犯罪などの不法な行為に起因する破損や不具合。

\* 保証期間経過後の修理、交換などは有料とします。

\* 本書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理、その他についてのご不明な場合は、最寄りの営業所にお問い合わせください。